

所得拡大促進税制がさらにお得に

概要

給与等の支給総額を増加させた場合に、その増加額の10%を法人税から控除する所得拡大促進税制について改正がありました。現行制度に加え、さらに税額控除の上乗せ部分が新設されます。

給与等には残業代、賞与も含まれます。

現行

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除限度額} \\ \hline \text{[法人税額の20\% (大法人は10\%) を上限]} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{平成24年度比増加額} \\ \hline \times 10\% \\ \hline \end{array}$$

改正後

「平均給与支給額が前期比2%以上だった」場合、前事業年度からの増加額の12%が上乗せされます。

改正後

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除限度額} \\ \hline \text{[法人税額の20\% (大法人は10\%) を上限]} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{平成24年度比増加額} \\ \hline \times 10\% \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{(上乗せ部分)} \\ \hline \text{前期比増加額} \times 12\% \\ \hline \end{array}$$

適用を受けるための3つの要件

給与等支給額が平成24年度比、3%以上増加

給与等支給額が前事業年度以上

平均給与等支給額（給与支給額 ÷ 雇用者の月別合計数）が前事業年度超

うちもベースアップ
しようかな？

改正後適用対象年度

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度において、適用できます。

対象となる雇用者

当該法人の役員、役員の親族を除く、従業員の給与等増加額が対象です。



税理士法人 大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1
TEL:(0532)53-5333(代) FAX:(0532)53-5118